

京都市告示第 3 号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

名 称	住 所
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
READYFOR株式会社	東京都千代田区一番町8 住友不動産一番町ビル7階
株式会社ボーダレス・ジャパン	福岡県福岡市中央区天神三丁目1番1号 天神フタタビル4階

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

寄附金

(行財政局総務部総務課)